3　特別国税管理官、統括国税管理官及び情報処理管理官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	特別国税管理官	統括国税管理官	情報処理管理官
札幌国税局	—	五人	—
仙台国税局	—	五人	—
関東信越国税局	一人	十一人	—
東京国税局	一人	三十人	二人
金沢国税局	—	二人	—
名古屋国税局	一人	十三人	—
大阪国税局	一人	十六人	三人
広島国税局	—	四人	—
高松国税局	—	三人	—
福岡国税局	—	四人	—
熊本国税局	—	三人	—
合　計	四人	九十六人	五人

（特別国税管理官の職務）

第四百六十三条の二　特別国税管理官は、命を受けて、次条に規定する事務のうち、特に処理困難なものとして国税局長の指定するものを分掌する。

（統括国税管理官の職務）

第四百六十三条の三　統括国税管理官は、命を受けて、第五百五十二条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第八号並びに第五百五十三条第一号、第二号、第四号及び第五号並びに第五百五十四条第五号に掲げる事務のうち、税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、国税局長が特に必要があると認めた事項（関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、特別国税管理官の所掌に属するものを除く。）に関する事務を分掌する。

（主任国税管理官）

第四百六十六条の三　総務部を通じて主任国税管理官九百四十四人以内を置く。

2　［略］

（国税管理官）

第四百六十六条の四　総務部を通じて国税管理官一万九千七百六十九人以内を置く。

2　［略］

（課税部、課税第一部及び課税第二部に置く課等）

第四百六十七条　［略］

2　［略］

3　統括国税管理官及び情報処理管理官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	統括国税管理官	情報処理管理官
札幌国税局	四人	—
仙台国税局	五人	—
関東信越国税局	六人	—
東京国税局	二十三人	二人
金沢国税局	二人	—
名古屋国税局	九人	—
大阪国税局	九人	三人
広島国税局	四人	—
高松国税局	三人	—
福岡国税局	四人	—
熊本国税局	三人	—
合　計	七十二人	五人

［条を加える。］

（統括国税管理官の職務）

第四百六十三条の二　統括国税管理官は、命を受けて、第五百五十二条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第八号並びに第五百五十三条第一号、第二号、第四号及び第五号並びに第五百五十四条第五号に掲げる事務のうち、税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、国税局長が特に必要があると認めた事項に関する事務を分掌する。

（主任国税管理官）

第四百六十六条の三　総務部を通じて主任国税管理官六百三十五人以内を置く。

2　［同上］

（国税管理官）

第四百六十六条の四　総務部を通じて国税管理官一万五千七十七人以内を置く。

2　［同上］

（課税部、課税第一部及び課税第二部に置く課等）

第四百六十七条　［同上］

2　［同上］